



大北森林組合元専務理事に対する損害賠償請求訴訟 について、元専務理事との和解が成立しました。

平成30年12月26日付けで長野地方裁判所に提訴した大北森林組合等補助金不適正受給事案に対する損害賠償請求事件について、元専務理事との和解が成立しました。

1 和解に係る県の考え方

県は、平成29年9月に「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定め、元専務理事に対して損害賠償請求を行いました。

このたび、元専務理事側から損害賠償請求額全額の支払義務を認めた上で、謝罪の意思が示されたことから和解を受け入れました。

2 当事者

原告 長野県

被告 なかむら としかず
中村 年計

3 和解成立日

令和3年7月15日(木)

4 和解の内容(和解条項)

- (1) 被告は原告に対し、被告が原告に対し行った本件補助金不正受給行為に関し、不法行為に基づき、損害賠償金1億2,984万4,608円及びこれに対する平成28年9月12日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 訴訟費用は、その内原告の支出した本訴訟提起手数料41万円を被告の負担とし、その余は各自の負担とする。
- (3) 被告は、被告が本件不正受給行為によって原告に莫大な損害を与えたことを深く反省し、原告に対し心から謝罪する。
- (4) 被告は、原告が被告に連絡できる状態を維持する。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

林務部森林づくり推進課造林緑化係
(課長) 三澤 雅孝
(企画幹) 春日 真由美(担当) 草間 淳也
電話 026-235-7270(直通)
026-232-0111(代表) 内線 3255
FAX 026-234-0330
E-mail shinrin@pref.nagano.lg.jp

大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針（抜粋）

2 国と県との時効の対象範囲の相違により組合等へ補助金返還請求ができない国庫補助金返還相当額について（約 1 億 26 百万円）

（略）

このうち大北森林組合に関しては、補助金等にかかる予算の適正化に関する法律違反、及び詐欺罪により実刑が確定した元専務理事の責任は極めて重大であることから、事案の主導的役割を果たし、利欲的な動機でその関与が明らかな森林作業道（未施工、適用単価不適合）に係る国庫補助金返還相当額（約 46 百万円）については、元専務理事に請求します。

（略）

3 補助金適正化法第 19 条第 1 項に基づく国からの加算金相当額について（約 3 億 53 百万円）

（略）

(1) 事業主体等に対する請求について

ア 大北森林組合及び同組合元専務理事

（略）

このため、まず、元専務理事に関しては、2 に記載のとおり、今回の事案において主導的役割を果たしており、詐欺行為により私的な利益も得るなど利欲的な動機は強い非難に値すると指摘されているところであることから、その関与が明らかな森林作業道分（未施工、適用単価不適合）に係る加算金相当額については、元専務理事がその責を負うべきものであると考えられます。ただし、これらの中には、県職員に対して「損害賠償請求を検討すべきと考えられる損害額」であると法的課題検討委員会において整理されたものと重複する部分があることから、両者の求償関係をできる限り残さないようにするため、元専務理事に対して、県職員と重複する部分についてその 2 分の 1 とした金額（約 84 百万円）を請求します。

（略）